

# 学 生 便 覧

2023 年度入学者用

(令和 5 年度)



電動モビリティシステム専門職大学  
電気自動車システム工学部  
電気自動車システム工学科

## 養成する人材像

本学の養成する人材像は、「物事を論理的・科学的に捉える能力、リテラシー水準のデータ分析・AI 活用技法、幅広い社会・利用者ニーズを把握する能力など職業的自立を図るための能力を有し、電気自動車システム全体および構成要素(電池、モーター・インバータ、車体、自動運転)やシミュレーションを用いた開発手法に関する理論・技法と技術者としての倫理観を備え、グローバル産業において求められる適切なコミュニケーション能力やビジネス関連知識等の応用的・創造的な能力を有し、これらを統合させた実践的かつ応用的な総合力を主体的に身に付け、電気自動車関連の企業において、国内にとどまらず世界に向けて、これまでに無い新たな製品や新たなサービスの開発を行う設計者」です。この人材を養成するために以下のカリキュラムポリシーに基づき体系的な教育課程を編成しています。

## ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー

### 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学の規則に基づき定められた所定の期間在籍し、所定の単位を取得して以下に挙げる知識・スキルを身に付け、その他必修等の諸条件を満たした上で、卒業論文審査に合格した学生に学位を授与します。

1. 職業的自立を図るための能力
2. 電気自動車システム分野の設計者に必要な専門的な能力
3. 電気自動車システム分野に関連する応用的・創造的な能力
4. 電気自動車システム分野の設計者としての総合力

### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

電気自動車システム工学部では、ディプロマポリシーに示す目標を達成できるよう、基礎科目、職業専門科目(工学基礎、専門基礎、専門発展、専門選択)、展開科目、総合科目を体系的な教育課程として編成し、講義、実習(臨地実務実習含む。)を組み合わせた授業を行います。

1. 職業的自立を図るために必要な能力を育成するべく、基礎科目を配置しています。
2. 電気自動車システム分野に関する知識・スキルを身につけ、最終製品あるいは部材等の開発に活用するために職業専門科目を配置しています。
3. 電気自動車システム分野に関連する応用的な能力であって、創造的な役割を果たすために必要な能力を育成するべく、展開科目を配置しています。
4. 修得した知識・スキルを総合し、電気自動車システム分野の設計者としての実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるべく、総合科目を配置しています。

## 目次

### I.教育課程

1. 学期	5
2. 授業に関する基本事項	5
3. 単位の構成	5
4. 成績評価	6
5. 成績評価制度	6
6. 履修登録科目の上限（CAP制）	7
7. 授業科目	8
8. 履修手続	9
9. 定期試験	10
10. 休講・補講について	10
11. 欠席届	11
12. 学籍異動関係	11
13. 担任制	12
14. オフィスアワー	12

### II.電気自動車システム工学科 履修心得

1. 電気自動車システム工学科卒業までの履修の流れ	15
2. 電気自動車システム工学科・コース	16
3. 卒業要件	16
4. 電気自動車システム工学科授業科目及び単位数表	18
5. カリキュラムマップ・ディプロマポリシー対応表・カリキュラムツリー	20

### III.学生生活案内

1. 学生対応の窓口と取扱時間	27
2. その他手続等	29
3. 学納金	31
4. 奨学金	32
5. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学生教育研究賠償責任保険（学研賠）	33
6. 健康管理・学生相談	33
7. 図書館	34
8. 就職支援	34
9. その他	34

### IV.諸規則等

	40
--	----

# I . 教育課程



## 1. 学期

本学の1年間は、4月1日から翌年の3月31日までです。この1年間に4つの学期に区分した「4学期制」を採用しています。1学期あたり8週の授業実施期間を設けています。

毎週決められた曜日・時限に開講される授業のほか、定められた期間に集中して行う臨地実務実習や、指導教員の指定する日時に開講する研究ゼミナール等の授業があります。

1学期 4月1日から6月19日まで

2学期 6月20日から10月2日まで

3学期 10月3日から12月18日まで

4学期 12月19日から3月31日まで

## 2. 授業に関する基本事項

### (1) 授業時間

本学の授業時間は、90分をもって1限とし、次のとおり区分されています。

1限	8:50~10:20
2限	10:30~12:00
3限	13:00~14:30
4限	14:40~16:10

### (2) 授業時間割表

授業時間割表は、各年度4月のガイダンスの際に配付します。

### (3) シラバス（授業概要）

シラバスとは、開講する授業科目について、目的・到達目標・授業計画や評価基準等を具体的に示したものです。

履修する科目を決める際に、シラバスを熟読することはもちろん、授業の事前準備や事後学修の振り返りに用いるなど、シラバスを活用することによって学修効果を高めるよう努めてください。

シラバスは、本学のウェブサイトで公開しています。

## 3. 単位の構成

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとします。

授業の種別	授業	授業時間外の学修	【1単位修得】 45時間の学修が 必要
講義及び演習	15~30時間	30~15時間	
実験及び実習	30~45時間	15~0時間	

上記の基準によって科目を履修し、試験に合格することにより単位を修得できます。具体的には、講義科目を2単位修得する場合は15回の授業に出席し、授業時間外の自学学習を行うこととなります。

また、研究ゼミナールや卒業研究については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めています。各授業の目的、到達目標、授業計画については、シラバス（授業概要）を確認してください。

#### 4. 成績評価

(1) 成績評価は、主として筆記試験、レポート、グループディスカッションへの取組状況の評価等により行い、定期試験は各学期の終わりに行います。定期試験の科目、日程は実施の2週間前に、掲示します。

(2) 成績審査は各科目について、100点満点とし、60点以上が合格です。  
なお、詳細は「5.成績評価制度」を参照してください。

#### 5. 成績評価制度

合格した成績の評定をS、A、B、Cの4段階で行い、GPA(Grade Point Average)を付加します。

(1) 成績評価区分と付加されるGP(Grade Point)について  
成績評価は、以下の表に定める区分により行われ、それぞれのGPが付加されます。

評価区分	判定	評価記号と内容	GP
100 ~ 90 点	合格	S (秀) : 特に優れた成績である	4
89 ~ 80 点		A (優) : 優れた成績である	3
79 ~ 70 点		B (良) : 概ね妥当な成績である	2
69 ~ 60 点		C (可) : 合格に必要な最低限度を満たした成績である	1
59 ~ 0 点	不合格	F (不可) : 合格には至らない成績である	0
	認定	N : 単位認定科目であり、GPAの対象としない	なし

#### (2) GPA(Grade Point Average)

GPAは、高等学校の評価平均値のように、学修の成績を総合的に判断するための指標です。

GPAは、各自が修得した単位にそれぞれGPをかけて合計にした値(GPS:Grade Point Sum)を履修登録した科目(適用除外科目を除く。)の総単位数で割って算出します。

(例) GPA算出方法

科目名	評定	単位数	GP	獲得したGP
○○○○○基礎	S	2単位	4	2×4=8
△△△△△実習Ⅰ	F	2単位	0	2×0=0
◇◇◇◇◇実験Ⅱ	A	2単位	3	2×3=6
合計		6単位		14点(GPS)

$GPA = 14 \text{ 点} \div 6 \text{ 単位} = \underline{2.33}$  (小数点第3位以下切り捨て)

(この単位数には、F:不合格科目の単位数も含まれます。)

### (3) GPAの適用除外科目について

GPAは、すべての授業科目を対象とします。ただし、単位の取得のみで評価を付さない次の科目については除外されます。

- ① 合格か不合格だけを判定する授業科目
- ② 転入学した際の単位認定科目
- ③ 本学入学前に修得した単位認定科目
- ④ 他大学との単位互換等で修得した科目

### (4) 履修取消し

一度履修登録した科目の取消手続を行う期間を設定します。定められた期間内に履修科目取消の手続をせずに履修を放棄した場合は、その科目の成績評価はF（不合格）となります。

### (5) 再履修した科目の学習成績

不合格となった科目を再履修した場合は、不合格となった学習成績と新たな学習成績の両方が成績として記録されます。

(例)再履修した科目の記録

科目名	評定
○○○○○○基礎	F（1年3学期に不合格）
○○○○○○基礎	S（2年3学期に合格）

## 6. 履修登録科目の上限（CAP制）

本学では、十分な学習時間(予習・復習)を確保し、授業内容を深く真に身につけることを自的とし学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP（キャップ）制を導入しています。

1年間に履修登録できる科目の上限単位数は、60単位です。また、半期（1～2学期又は3～4学期）ごとに定められた単位数を超えて履修登録をすることはできません。

### 【履修登録上限単位数（CAP）】

上限を定める期間	登録上限単位数
1～2学期	30単位
3～4学期	30単位

CAP制は、単位の実質化を図り、大学として責任ある授業を展開していくために必要な制度です。制度の趣旨をよく理解し、授業外の予習と復習を含めた履修計画を立ててください。

なお、成績優秀学生は履修登録上限単位数（CAP）が緩和される場合があります。CAP制の上限を超えた履修登録を希望する場合は、事前に学務課教務係に相談してください。



## 7. 授業科目

### (1) 授業科目の区分

本学の教育課程は、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」の科目と実践的な経験から学ぶ「臨地実務実習」から構成されています。卒業には、学科が定めた所定の要件を満たす必要があります。

#### —授業科目の区分—

基礎科目	生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための科目
職業専門科目	電気自動車システム分野に関する知識・スキルを身につけ、最終製品あるいは部材等の設計・開発に活用できるようにするための科目
展開科目	職業専門科目で修得した知識・スキルを十分に応用しながら創造的な役割を果たすために必要な能力を育成する科目
臨地実務実習	企業の現場での実務的な実習を通して、ニーズの理解を深め、自らが将来開発する製品への責任を意識でき、技術開発、製品開発、問題発見・分析・解決策立案に必要な創造力・実践力を身につけるための科目
総合科目	4年間の学びを総合し、ディプロマ・ポリシーを達成するための集大成となる科目

#### —4年間の履修スケジュール—

1年次				2年次			
1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期
基礎科目							
職業専門科目							
	臨地実務実習						臨地実務実習
展開科目							
総合科目							

3年次				4年次			
1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期
職業専門科目							
	臨地実務実習						
展開科目							
総合科目		総合科目					

各授業科目は、カリキュラム表「電動モビリティシステム工学科授業科目及び単位数表（p18 参照）」に従って開講されます。履修にあたっては、本要項を熟読して学習の計画を立ててください。

また、カリキュラム表中の科目は、事情により多少変更されることがあります。この場合には、掲示等により周知します。

## （２）必修科目・選択科目等の指定

授業科目には、「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」の指定があります。修得しなければならない科目や単位数が定められていますので、それらの要件を満たす必要があります。

区分	表中の記号	定義
必修科目	◎	修得が義務付けられている科目
選択必修科目	○	指定された科目の範囲の中から、各自選択の上、一定単位数の修得が義務付けられている科目 卒業要件の必要単位数を超えて修得した場合は、選択科目に算入可とします
選択科目	なし	修得が各自の選択に委ねられている科目

## （３）カリキュラムマップ・カリキュラムツリー

カリキュラムマップは、授業科目と教育目標の関係を示した表のことです。ディプロマポリシー（学位授与の方針）に基づき、学生が卒業までに身につけるべき能力に対して、どの授業科目が寄与しているかを示したものです。カリキュラムマップおよびディプロマポリシー（学位授与の方針）対応表は（P20～）に記載しています。

カリキュラムツリーは、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に基づき、授業科目間のつながりや体系的性や学修の順序を示した表のことです。これにより授業科目間の関係性や順序性を把握することができます。カリキュラムツリーは（P24）に記載しています。

## 8. 履修手続

受講する授業科目は、必修科目を除き自分が履修する科目を自主的に決めることができますが、あらかじめ大学へ申告しなければなりません。この申告の手続きを履修登録といい、履修登録は定められた期間内に自己の責任において登録する必要があります。履修登録に関するお知らせは、本学ウェブサイトや学内掲示等でお知らせしますので必ず確認してください。

### （１）履修方法

履修登録は、各学期の履修登録期間に行います。履修登録方法については、別途周知します。

### （２）履修登録の確認・訂正

履修登録の確認や登録した科目の変更・追加・削除は、履修登録確認・訂正期間に行ってください。

### (3) 履修登録の注意事項

履修登録した科目を受講しない場合は、その科目は F:不可(0点)と評価されます。履修登録科目の確認と変更には十分に注意してください。履修登録に関する指示は、掲示等で行うので、常に注意してください。掲示を見落としても、特例は認められません。

## 9. 定期試験

定期試験は、一部の授業を除き、原則として各学期の授業の最終週に実施されます。定期試験の時間割（試験日、時限、試験科目、教室）については、あらかじめ掲示等でお知らせします。また、授業科目の成績評価は、定期試験のみならず、科目の内容によってさまざまな方法で行われます。定期試験以外に小テストや中間テスト等を実施する科目もありますので授業担当教員の指示に従ってください。

### (1) 定期試験における注意事項

- ①受験の際、学生証を必ず机上の見やすいところに置くこと。万一学生証を忘れた場合は、当該試験の監督教員に申し出てください。
- ②試験中、不正行為があったと認められる者、または監督教員の指示に従わない者は、退場が命ぜられます。
- ③不正行為があったと認められたときは停学とし、当該科目の成績は F:不可(0点)となり、それ以外の当該学期の履修科目はすべて履修取消になります。

### (2) 追試験

定期試験の追試験は原則として行いませんが、次のいずれかの理由により受けることができない場合は、「追試験願」を提出し、審議の結果、追試験が認められれば受けることが可能です。原則として「追試験願」は、定期試験日から1週間以内に学務課教務係に提出してください。

追試験の対象となるもの	追試験願と一緒に提出する証明書
病気・けが	医療機関が発行した診断書（原本）、または、これに準ずるもの
忌引（1 親等、2 親等の親族であり、1 週間まで）	会葬礼状などの証明ができるもの
その他	正当な理由があった場合、このことを証明できるもの

## 10. 休講・補講について

授業が休講となった場合、休講情報を掲示板で随時お知らせします。休講掲示がない場合で、授業開始時刻から30分を経過しても講義が行われない場合は、学務課教務係へ連絡してください。

休講になった授業は、原則として各学期の指定された期間に補講を行います。補講の時間割については、掲示板を確認してください。

## 11. 欠席届

忌引きや病欠、大会参加、公共交通機関の運休等で授業を欠席する場合、授業担当教員に「欠席届」を提出する必要があります。様式は本学のウェブサイトからダウンロードしてください。この「欠席届」は、あくまで欠席の理由を教員へ報告するためのものであり、必ずしも配慮されるものではないので注意してください。

## 12. 学籍異動関係

### (1) 休学

病気やその他特別の理由により、引き続き2か月以上修学できない場合は、願い出により学長の許可を受けて休学することができます。原則として、休学開始希望日の1か月前までに、休学願を学務課へ提出してください。なお、休学願の提出に当たっては、事前に担任（指導教員）および家族等と十分に相談してください。

（学則より抜粋）

- ・休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、1年を限度として引き続き休学することができる。
- ・休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- ・休学期間は、在学年数に算入しない。

【必要書類】休学願、病気による理由の場合は医師の診断書が必要

【必要事項】担任（指導教員）承認、授業料を納付していること

【提出期限】休学開始の1か月前まで

【休学期間】1年以内

### (2) 復学

復学する場合は、休学期間満了日の1か月前までに復学願を学務課へ提出し、学長の許可を受けて復学することができます。休学期間を満了したことで自動的に復学とはなりませんので注意してください。

【必要書類】復学願

【提出期限】復学する1か月前まで

### (3) 退学

病気やその他の事由により学業継続が困難となり、やむなく退学をする場合は、原則として退学希望日の1か月前までに退学願を学務課へ提出してください。なお、退学願の提出に当たっては、事前に担任（指導教員）および家族等と十分に相談してください。

【必要書類】退学願

【必要事項】担任（指導教員）の承認、授業料を納付していること

【提出期限】退学する1か月前まで

### (4) 転学

他の大学へ転学を希望する場合は、担任（指導教員）と十分に相談した上で、受験前に転学願を学務課へ提出してください。転学が許可された際は、改めて担任（指導教員）および家族等と十分に相談の上、退学願を学務課へ提出してください。

【必要書類】転学願

【必要事項】担任（指導教員）の承認、授業料を納付していること

【提出期限】他大学出願する前

### 13.担任制

本学では、学生1人1人に対して責任を持って指導する「担任・副担任教員」が決められています。各担任教員については、新学期に行われるガイダンスの際に紹介されます。

担任教員は、学生の皆さんが、有意義な大学生活を行うための様々な指導を行うとともに、良き相談相手でもあります。学習面、生活面に関わらず、心配なことがある時は、担任教員を訪ねてください。もし、担任教員で解決できない問題がある場合には、その担任教員が責任を持って、適切な相談窓口への橋渡しを行います。卒業まで一貫して責任を持った支援体制が取られています。

### 14.オフィスアワー

オフィスアワーとは授業とは別に教員の研究室を訪ね、質問や相談等ができるよう設けられた時間帯です。オフィスアワーに設定している曜日・時間、場所については授業科目のシラバスに記載しています。

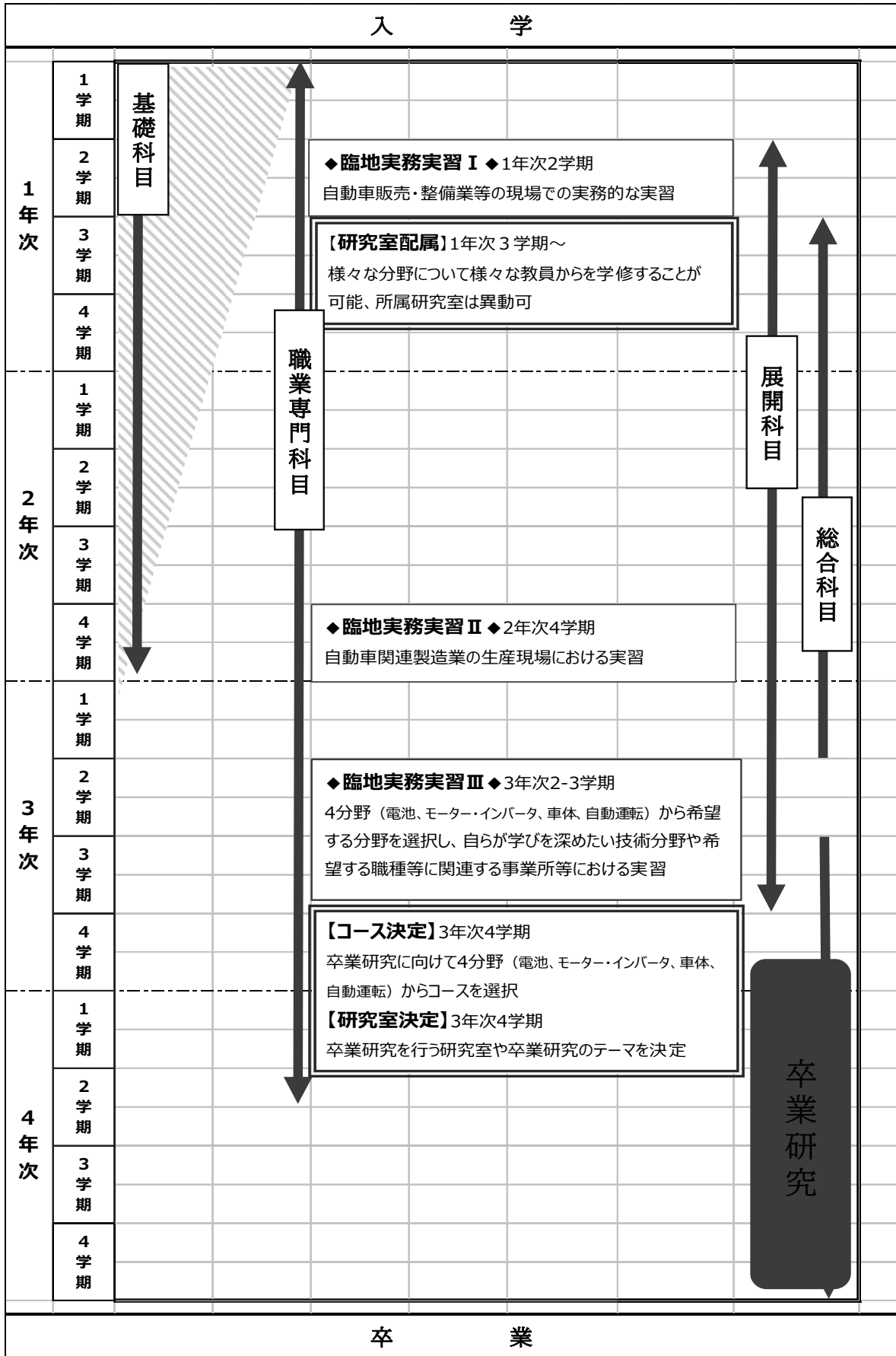
授業の内容、ゼミ・研究に関すること、学習方法やカリキュラムに関すること等相談したいことがあれば遠慮なく訪問し、活用してください。

## Ⅱ．電気自動車システム工学科

### 履修心得



# 1. 電気自動車システム工学科卒業までの履修の流れ





## 2. 電気自動車システム工学科・コース

電気自動車システム工学科は、次の4つの専門分野に基づくコースがあります。

- 電池コース
- モーター・インバータコース
- 車体コース
- 自動運転コース

3年次4学期に各コースに配属します。配属されたコースによって履修が必要となる科目がありますので、履修する際は注意してください。

## 3. 卒業要件

本学を卒業するためには、4年以上(休学期間を除く。)在学し、必修科目 92 単位、選択必修科目 8 単位以上を含む 128 単位以上を修得しなければなりません。また、以下に示す「(2)科目区分ごとの履修要件」を満たす必要があります。

### (1) 卒業に必要な単位数

科目区分		卒業に必要な単位数
基礎科目		20 単位以上 (必修 18 単位を含む)
職業専門科目	工学基礎科目	80 単位以上 (必修 56 単位、選択必修 8 単位を含む)
	専門基礎科目	
	専門発展科目	
	専門選択科目	
	臨地実務実習	
展開科目		20 単位 (必修 10 単位を含む)
総合科目		8 単位
計		128 単位以上

### (2) 科目区分ごとの履修要件

#### ①基礎科目【20 単位以上】

必修科目 18 単位を含む 20 単位以上を修得すること。

#### ②職業専門科目【80 単位以上】

必修科目 56 単位、選択必修科目 8 単位を含む 80 単位以上を修得すること。

選択必修科目は、次のとおり指定します。(別表 1 を参照)

•専門基礎科目：電池システム実習 I、モーター・インバータシステム実習 I、車体システム基礎実習、自動運転システム実習 I から **2 単位以上**

※ここで選択した科目は 3 年次 4 学期に履修する専門発展科目の履修において制約されるので注意すること。

•専門発展科目：各コースが指定する **4 単位**

別表 1：職業専門科目における選択必修科目

コース	専門基礎科目	専門発展科目
電池コース	電池システム実習 I (2 単位)	電池化学応用 (2 単位) 電池システム実習 II (2 単位)
モーター・インバータコース	モーター・インバータシステム実習 I (2 単位)	パワーエレクトロニクス (2 単位) モーター・インバータシステム実習 II (2 単位)
車体コース	車体システム基礎実習 (2 単位)	車体構造学 (2 単位) 車体システム解析実習 I (2 単位)
自動運転コース	自動運転システム実習 I (2 単位)	自動運転におけるセンシング技術 (2 単位) 自動運転システム実習 II (2 単位)

●専門選択科目：次の科目群から自身のキャリアプランに応じて **2 単位以上** (別表 2 を参照)

別表 2：専門選択科目における選択必修科目

車体・部材の材料系	金属材料工学 (2 単位)、高分子工学 (2 単位)
工業デザイン系	ジョルジェット・ジウジアーロの工業デザイン論 (2 単位)、 モビリティデザイン論 (2 単位)
自動車システム・環境系	MaaS を想定した交通政策 (2 単位)、5G の科学 (2 単位)
権利・品質系	知的財産権概論 (2 単位)、品質管理 (2 単位)
サービス系	サービス工学 (2 単位)、 電動モビリティを想定したサービス論 (2 単位)

③展開科目【**20 単位以上**】

必修科目 10 単位を含む 20 単位以上を修得すること。

④総合科目【**8 単位**】

必修科目 8 単位すべて修得すること。

⑤その他の要件

- 実験・実習科目から 40 単位以上 (臨地実務実習 I ~ III を含む。) を修得すること。特例として、「電気自動車システム開発演習」を実験・実習科目に含めることができる。
- 必要単位数を超えて修得した選択必修科目は、選択科目の単位として振り替えることができ、卒業に必要な単位数に含めることができる。

#### 4. 電気自動車システム工学科授業科目及び単位数表

科目区分	科目区分細目	科目名	形態	必修 選択 選修 (空欄)	単位数	対象学年・開講学期																担当教員
						1年次				2年次				3年次				4年次				
						1 学期	2 学期	3 学期	4 学期	1 学期	2 学期	3 学期	4 学期	1 学期	2 学期	3 学期	4 学期	1 学期	2 学期	3 学期	4 学期	
基礎科目	基礎	物理学Ⅰ	講義	◎	2	○													飯倉			
		化学基礎	講義	◎	2	○														中島		
		微分積分学	講義	◎	2	○														飯倉		
		線形代数学	講義	◎	2	○														飯倉		
		環境エネルギー論	講義	◎	2	○														川端		
		物理学Ⅱ	講義	◎	2		○													新井		
		二一理解入門	講義		2		○													唐鎌		
		物理学Ⅲ	講義		2			○												飯倉		
		欧州アート・デザイン論	講義		2				○											越湖、ジウジアーロ		
		人間工学入門	講義		2				○											赤間		
		社会と科学論	講義		2				○											館内		
		数理統計学	講義	◎	2					○										白田		
		データ分析	講義	◎	2						○									白田		
		グローバル社会理解Ⅰ	講義		2							○								唐鎌		
		グローバル社会理解Ⅱ	講義		2								○							高村		
		AI基礎	講義	◎	2									○						白田		
		工学基礎	工学基礎	ものづくり基礎実習	実習	◎	2		○												熊谷、柳原、千明、宮下	
設計製図実習	実習			◎	2		○												澤瀬、三浦、大久保			
電気回路学	講義			◎	2			○											高橋(久)、千明			
計測工学	講義				2			○											尾形			
機械基礎Ⅰ	講義			◎	2				○										澤瀬、三浦			
コンピュータ概論	講義			◎	2				○										飯倉、千明			
電子回路工学	講義				2				○										高橋(久)、千明			
機械基礎Ⅱ	講義				2					○									大崎			
情報理論	講義				2						○								白田			
技術者倫理	講義			◎	2							○							中島			
プログラミング実習	実習			◎	2								○						白田、城ヶ崎			
工業数学	講義				2									○					飯倉			
情報工学	講義				2										○				白田			
材料工学	講義				2											○			川端			
振動工学	講義				2												○		尾形			
職業専門科目	専門基礎			自動車工学基礎実習	実習	◎	2	○													澤瀬、三浦、小松	
				次世代モビリティ論	講義	◎	2				○										川端	
		センサー工学	講義		2					○									尾形			
		自動車工学	講義	◎	2						○								澤瀬			
		電気自動車構造解析実習	実習	◎	2							○							吉武、大崎			
		電気機械工学基礎実験	実習	◎	2								○						高橋(久)、千明			
		自動車通信工学	講義		2									○					城ヶ崎			
		3DCAD演習	演習		1														大久保			
		電池システム基礎	講義	◎	2														吉武、金子			
		モーター・インバータシステム基礎	講義	◎	2														新井			
	車体システム基礎	講義	◎	2														大崎、江本				
	自動運転システム基礎	講義	◎	2														古川				
	超小型モビリティ開発	講義		2														館内				
	問題解決法	講義		2														川端				
	電池システム実習Ⅰ	実習	○	2														吉武、松尾				
	モーター・インバータシステム実習Ⅰ	実習	○	2														柳原、内山、千明				
	車体システム基礎実習	実習	○	2														新井、熊谷、小松				
	自動運転システム実習Ⅰ	実習	○	2														古川、大前、橋本				
	電子制御工学	講義	◎	2														高橋(久)、尾形				
	モデルベース開発Ⅰ	講義		2														尾形				

科目区分	科目区分細目	科目名	形態	選択 必修 選択(空欄)	単位数	対象学年・開講学期																担当教員
						1年次				2年次				3年次				4年次				
						1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期	
職業専門科目	専門発展	電池システム設計・試験法基礎	講義		2																吉武	
		電池化学応用	講義	○	2																中島、金子	
		電池システム実習Ⅱ	実習	○	2																松尾、牛田、金子	
		駆動システム設計製造試験法	講義		2																尾形	
		パワーエレクトロニクス	講義	○	2																新井	
		モーター・インバータシステム実習Ⅱ	実習	○	2																柳原、内山、千明	
		車体構造学	講義	○	2																大崎	
		車体システム設計製造試験法	講義		2																熊谷、小松、江本	
		車体システム解析実習Ⅰ	実習	○	2																熊谷、大崎	
		自動運転におけるセンシング技術	講義	○	2																古川、大前	
		自動運転のための制御技術	講義		2																古川、大前	
		自動運転システム実習Ⅱ	実習	○	2																古川、大前、橋本	
		電池システム実習Ⅲ	実習		2																松尾、牛田、金子	
		モーター・インバータシステム実習Ⅲ	実習		2																柳原、内山、千明	
		車体システム解析実習Ⅱ	実習		2																熊谷、大崎	
	自動運転システム実習Ⅲ	実習		2																古川、大前、橋本		
	専門選択	電気自動車システム開発演習	演習	◎	2																尾形、内山	
		モデルベース開発Ⅱ	講義	○	2																近藤	
		高分子工学	講義	○	2																高村	
		金属材料工学	講義	○	2																小松	
知的財産権概論		講義	○	2																岡田		
モビリティデザイン論		講義	○	2																江本		
品質管理		講義	○	2																大崎		
5Gの科学		講義	○	2																城ヶ崎		
MaaSを想定した交通政策論		講義	○	2																福本		
ジェット・ジウジアローの工業デザイン論		講義	○	2																越湖、ジウジアロー		
サービス工学		講義	○	2																川端		
電動モビリティを想定したサービス論		講義	○	2																サイラッド、シェードルヒ		
臨地実務		臨地実務実習Ⅰ	臨	◎	1		○														電気自動車システム工学科教員	
		臨地実務実習Ⅱ	臨	◎	9																電気自動車システム工学科教員	
		臨地実務実習Ⅲ	臨	◎	10																電気自動車システム工学科教員	
展開科目	文書表現法	講義	◎	2		○														清水、小野寺		
	プレゼンテーション基礎	講義		2			○													清水、小野寺		
	労使関係論	講義		2			○													音部		
	アイデア思考法	講義		2				○												江本		
	製造とデザインのためのビジネス論Ⅰ	講義	◎	2					○											小口、小野寺		
	システム思考論	講義	◎	2						○										狼		
	広報活動論	講義		2							○									館内		
	英語プレゼンテーション基礎	講義		2								○								清水、前田		
	製造業経営論	講義	◎	2									○							高橋(良)		
	製品とその利用に関する起業化論	講義		2										○						小口、小野寺		
	英語コミュニケーション	講義	◎	2											○					前田		
	ビジネス英語	講義		2												○				前田		
	科学技術政策	講義		2													○			唐鎌		
	マネジメント論	講義		2														○		高村		
製造とデザインのためのビジネス論Ⅱ	講義		2															○	小口、小野寺			
総合科目	研究ゼミナールⅠ	演習	◎	1				○												電気自動車システム工学科教員		
	研究ゼミナールⅡ	演習	◎	1					○											電気自動車システム工学科教員		
	研究ゼミナールⅢ	演習	◎	1							○									電気自動車システム工学科教員		
	卒業研究Ⅰ	演習	◎	1															○	電気自動車システム工学科教員		
	卒業研究Ⅱ	演習	◎	4															○	電気自動車システム工学科教員		

## 5. カリキュラムマップ・ディプロマポリシー対応表・カリキュラムツリー

### (1) カリキュラムマップ

#### 電気自動車システム工学科 カリキュラムマップ

1年				2年			
1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期
基礎科目							
物理学Ⅰ	物理学Ⅱ	物理学Ⅲ	数理統計学	データ分析		グローバル社会 理解Ⅰ	グローバル社会 理解Ⅱ
化学基礎		欧州アートデザイン論					
微積分学		人間工学入門					
線形代数学		社会と科学論					
環境エネルギー論	ニーズ理解入門						
工学基礎科目							
ものづくり基礎実習		機械基礎Ⅰ	機械基礎Ⅱ	技術者倫理			
設計製図実習		コンピュータ概論	情報理論	プログラミング実習			
	電気回路学	電子回路工学		工業数学			
	計測工学						
専門基礎科目							
自動車工学 基礎実習			次世代モビリティ論 センサー工学	自動車工学 電気自動車構造解析実習 自動車通信工学 電気機械工学 基礎実験 3DCAD演習	電池システム基礎 モーター・インバータ システム基礎 車体システム基礎 自動運転システム基礎	電池システム実習Ⅰ モーター・インバータシステム実習Ⅰ 車体システム基礎実習 自動運転システム実習Ⅰ 問題解決法 超小型化開発	臨地実務実習Ⅱ
	臨地実務実習 臨地実務実習Ⅰ						
展開科目							
	文章表現法	プレゼンテーション 基礎 労使関係論	アイデア思考法	製造とデザインのための ビジネス論Ⅰ	システム思考論 広報活動論	英語プレゼンテーション基礎 製造業経営論 製品とその利用に関する 起業化論	英語コミュニケーション
総合科目							
		研究ゼミナールⅠ		研究ゼミナールⅡ		研究ゼミナールⅢ	

3年				4年			
1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期
基礎科目							
AI基礎							
工学基礎科目							
情報工学							
振動工学							
材料工学							
専門基礎科目							
電子制御工学							
モーター開発Ⅰ							
専門発展科目							
			電池 モーター・インバータ 車体 自動運転 4つの分野から選択	電池システム 実習Ⅲ モーター・インバータ システム実習Ⅲ 車体システム解析 実習Ⅱ 自動運転システム 実習Ⅲ	電気自動車 システム開発演習 モデルベース開発Ⅱ		
専門選択科目							
高分子工学	金属材料工学	モビリティデザイン論		MaaSを想定した 交通政策論 シミュレーション・AI の工業デザイン論 5Gの科学	サービス工学 電動モビリティを 想定したサービス論		
	知的財産権概論	品質管理					
	臨地実務実習 臨地実務実習Ⅲ						
展開科目							
ビジネス英語	科学技術政策	マネジメント論 製造とデザインのための ビジネス論Ⅱ					
総合科目							
研究ゼミナールⅢ			卒業研究Ⅰ		卒業研究Ⅱ		

専門発展科目
<b>3年4学期</b> <b>電池</b> 電池化学応用 電池システム設計・試験法基礎 電池システム実習Ⅲ  <b>モーター・インバータ</b> パワーエレクトロニクス 駆動システム設計・試験法 モーター・インバータシステム実習Ⅱ  <b>車体</b> 車体構造学 車体システム設計・試験法 車体システム解析実習Ⅰ  <b>自動運転</b> 自動運転におけるセンシング技術 自動運転のための制御技術 自動運転システム実習Ⅱ

## (2) ディプロマポリシー対応表

### 電気自動車システム工学科ディプロマポリシー

<p><b>DP1</b> <b>職業的自立を図るための能力</b></p>	<p>DP1-1 社会の大きな変化を当事者としてとらえ、物事を論理的・科学的に捉えて対応できるようになる。</p> <p>DP1-2 ニーズを起点とした設計・開発を進められるようにするため、地球規模から地域規模まで社会ニーズの考え方、あるいは電気自動車システムの利用者ニーズの考え方を理解できるようになる。</p> <p>DP1-3 リテラシー水準のデータ分析・AI 活用技法等を理解している。</p>
<p><b>DP2</b> <b>電気自動車システム分野の設計者に必要な専門的な能力</b></p>	<p>DP2-1 電気自動車システム開発の背景にある専門分野の学問体系と、工学の基本的現象を理解したうえで、ものづくりの基本的技法・技術者としての倫理観を身につけている。</p> <p>DP2-2 電気自動車システム全体および構成要素(電池、モーター・インバータ、車体、自動運転)やシミュレーションを用いた開発手法の基礎的・俯瞰的な理解を有している。</p> <p>DP2-3 電気自動車システムの構成要素(電池、モーター・インバータ、車体、自動運転)いずれかに深化した専門的な理解を有し、シミュレーションを用いた開発手法を駆使するなどして、解決法等を主体的に提案できる知識・スキルを身につけている。</p> <p>DP2-4 自らのキャリアプランに応じて、以下のいずれかについて知識を身につけている。</p> <p>①車体軽量化に必要な車体・部材の多くに用いられている金属材料やプラスチック等の材料特性に関する知識</p> <p>②工業デザインの原則や効率化手法・意匠を踏まえた開発を実現する知識</p> <p>③電気自動車システムの利用法やその背景にある通信環境等を踏まえた開発を実現する知識</p> <p>④権利や品質の観点から踏まえた適切な開発を実現する知識</p> <p>⑤電動モビリティシステムにかかる新たなサービスの開発を実現する知識</p> <p>DP2-5 企業の現場での実務的な実習を通して、社会ニーズ・利用者ニーズの理解を深め、自らが将来開発する製品への責任を意識でき、技術開発、製品開発、問題発見・分析・解決策立案に必要な創造力・実践力を身につけている。</p> <p>DP2-6 電気自動車システム全体および構成要素(電池、モーター・インバータ、車体、自動運転)、周辺領域の知識・スキルを有機的に融合し、電気自動車システムに係る総合的な知識・スキルを身につけている。</p>
<p><b>DP3</b> <b>電気自動車システム分野に関連する応用的・創造的な能力</b></p>	<p>DP3-1 グローバル産業において適切なコミュニケーションを実現するための知識・スキルを身につけている。</p> <p>DP3-2 専門職業人としてキャリアの中で、これまでに無い新たな製品や新たなサービスを開発するためのビジネス関連の知識・スキルとして、以下それぞれの内容を身につけている。</p> <p>①創造的・俯瞰的な思考力を理解し、新たな企画案を新規構築できる。</p> <p>②製造業という業態の特性や密接に関連する科学技術政策を理解できる。</p> <p>③電気自動車システムの特性を活かした新たなビジネスを創出し、また世の中に広く取組内容を発信することができる。</p>
<p><b>DP4</b> <b>電気自動車システム分野の設計者としての総合力</b></p>	<p>DP4-1 主体的に課題に取り組む姿勢、身につけた知識・スキルを統合する方法、研究課題の設定や研究計画の立案方法を身につけている。</p> <p>DP4-2 電気自動車システム分野の設計者としての実践的かつ応用的な能力を身につけている。</p>

電気自動車システム工学科ディプロマポリシーとの対応一覧表

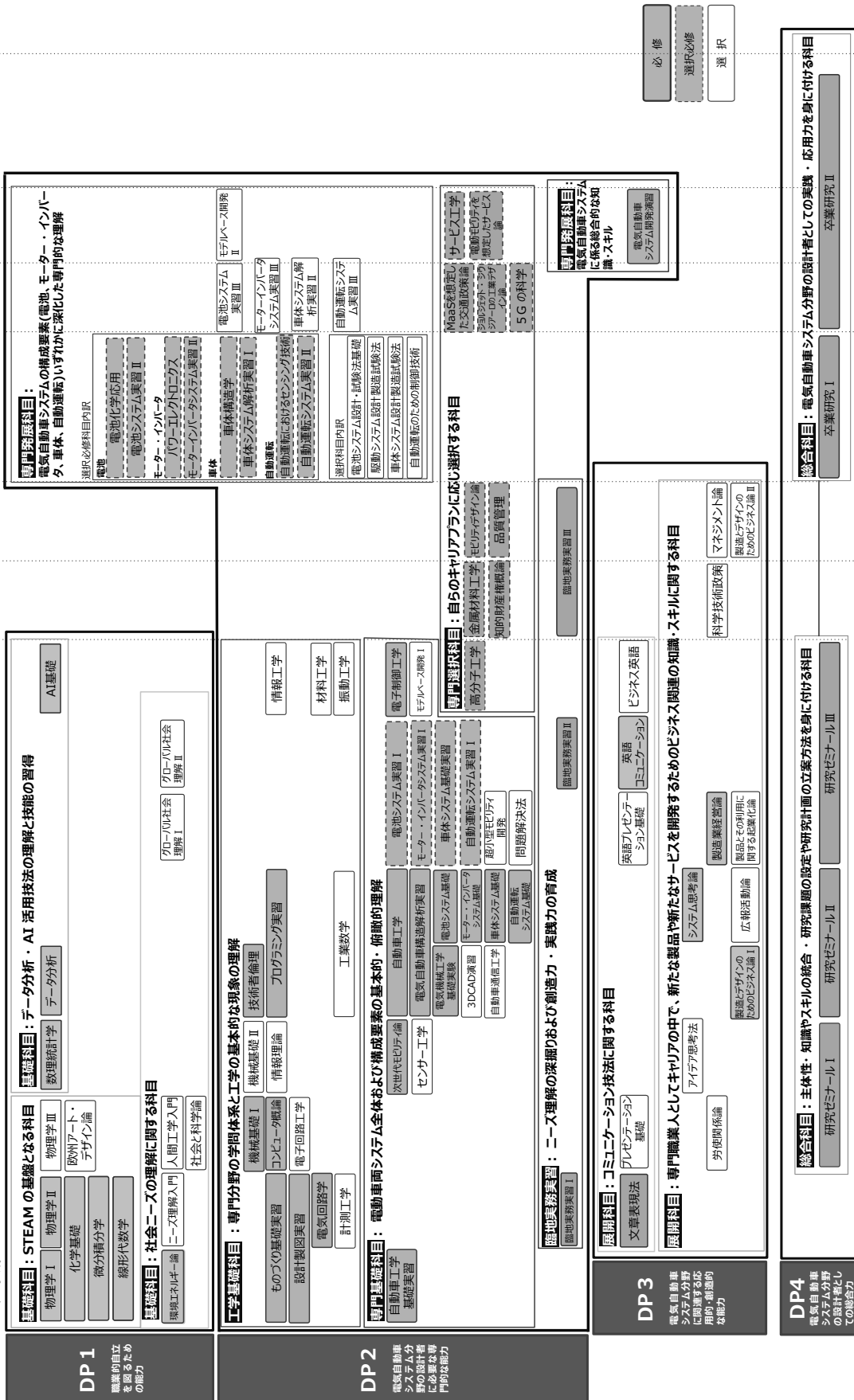
科目区分	科目区分細目	科目名	形態	必修 〔○〕 選択 〔◎〕 〔空欄〕	単位数	ディプロマポリシー																				
						DP1			DP2						DP3		DP4									
						1	2	3	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2								
基礎科目	基礎	物理学Ⅰ	講義	◎	2	●																				
		化学基礎	講義	◎	2	●																				
		微分積分学	講義	◎	2	●																				
		線形代数学	講義	◎	2	●																				
		環境エネルギー論	講義	◎	2		●																			
		物理学Ⅱ	講義	◎	2	●																				
		二一理解入門	講義		2		●																			
		物理学Ⅲ	講義		2	●																				
		欧州アート・デザイン論	講義		2	●																				
		人間工学入門	講義		2		●																			
		社会と科学論	講義		2		●																			
		数理統計学	講義	◎	2			●																		
		データ分析	講義	◎	2			●																		
		グローバル社会理解Ⅰ	講義		2		●																			
		グローバル社会理解Ⅱ	講義		2		●																			
AI基礎	講義	◎	2			●																				
職業専門科目	工学基礎	ものづくり基礎実習	実習	◎	2				●																	
		設計製図実習	実習	◎	2				●																	
		電気回路学	講義	◎	2				●																	
		計測工学	講義		2				●																	
		機械基礎Ⅰ	講義	◎	2				●																	
		コンピュータ概論	講義	◎	2				●																	
		電子回路工学	講義		2				●																	
		機械基礎Ⅱ	講義		2				●																	
		情報理論	講義		2				●																	
		技術者倫理	講義	◎	2				●																	
	プログラミング実習	実習	◎	2				●																		
	工業数学	講義		2				●																		
	情報工学	講義		2				●																		
	材料工学	講義		2				●																		
	振動工学	講義		2				●																		
	専門基礎	自動車工学基礎実習	実習	◎	2					●																
		次世代モビリティ論	講義	◎	2					●																
		センサー工学	講義		2					●																
		自動車工学	講義	◎	2					●																
		電気自動車構造解析実習	実習	◎	2					●																
電気機械工学基礎実験		実習	◎	2					●																	
自動車通信工学		講義		2					●																	
3DCAD演習		演習		1					●																	
電池システム基礎		講義	◎	2					●																	
モーター・インバータシステム基礎		講義	◎	2					●																	
車体システム基礎	講義	◎	2					●																		
自動運転システム基礎	講義	◎	2					●																		
超小型モビリティ開発	講義		2					●																		
問題解決法	講義		2					●																		
電池システム実習Ⅰ	実習	○	2					●																		
モーター・インバータシステム実習Ⅰ	実習	○	2					●																		
車体システム基礎実習	実習	○	2					●																		
自動運転システム実習Ⅰ	実習	○	2					●																		
電子制御工学	講義	◎	2					●																		
モデルベース開発Ⅰ	講義		2					●																		

科目区分	科目区分細目	科目名	形態	必修 ○ 選択 ◎ (空欄)	単位数	ディプロマポリシー												
						DP1			DP2						DP3		DP4	
						1	2	3	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2
職業専門科目	専門発展	電池システム設計・試験法基礎	講義		2						●							
		電池化学応用	講義	○	2						●							
		電池システム実習Ⅱ	実習	○	2						●							
		駆動システム設計製造試験法	講義		2						●							
		パワーエレクトロニクス	講義	○	2						●							
		モーター・インバータシステム実習Ⅱ	実習	○	2						●							
		車体構造学	講義	○	2						●							
		車体システム設計製造試験法	講義		2						●							
		車体システム解析実習Ⅰ	実習	○	2						●							
		自動運転におけるセンシング技術	講義	○	2						●							
	自動運転のための制御技術	講義		2						●								
	自動運転システム実習Ⅱ	実習	○	2						●								
	電池システム実習Ⅲ	実習		2						●								
	モーター・インバータシステム実習Ⅲ	実習		2						●								
	車体システム解析実習Ⅱ	実習		2						●								
	自動運転システム実習Ⅲ	実習		2						●								
	電気自動車システム開発演習	演習	◎	2								●						
	モデルベース開発Ⅱ	講義	○	2						●								
	専門選択	高分子工学	講義	○	2							●						
		金属材料工学	講義	○	2							●						
知的財産権概論		講義	○	2							●							
モビリティデザイン論		講義	○	2							●							
品質管理		講義	○	2							●							
5Gの科学		講義	○	2							●							
MaaSを想定した交通政策論		講義	○	2							●							
ジェット・ジウジア・ロの工業デザイン論		講義	○	2							●							
サービス工学		講義	○	2							●							
電動モビリティを想定したサービス論		講義	○	2							●							
臨地実務	臨地実務実習Ⅰ	臨	◎	1								●						
	臨地実務実習Ⅱ	臨	◎	9								●						
	臨地実務実習Ⅲ	臨	◎	10								●						
展開科目	文書表現法	講義	◎	2									●					
	プレゼンテーション基礎	講義		2									●					
	労使関係論	講義		2										●				
	アイデア思考法	講義		2										●				
	製造とデザインのためのビジネス論Ⅰ	講義	◎	2										●				
	システム思考論	講義	◎	2										●				
	広報活動論	講義		2										●				
	英語プレゼンテーション基礎	講義		2									●					
	製造業経営論	講義	◎	2										●				
	製品とその利用に関する起業化論	講義		2										●				
	英語コミュニケーション	講義	◎	2									●					
	ビジネス英語	講義		2									●					
	科学技術政策	講義		2										●				
	マネジメント論	講義		2										●				
製造とデザインのためのビジネス論Ⅱ	講義		2										●					
総合科目	研究ゼミナールⅠ	演習	◎	1												●		
	研究ゼミナールⅡ	演習	◎	1												●		
	研究ゼミナールⅢ	演習	◎	1												●		
	卒業研究Ⅰ	演習	◎	1													●	
	卒業研究Ⅱ	演習	◎	4													●	



### (3) カリキュラムツリー

1年1学期 1年2学期 1年3学期 1年4学期 2年1学期 2年2学期 2年3学期 2年4学期 3年1学期 3年2学期 3年3学期 3年4学期 4年1学期 4年2学期 4年3学期 4年4学期



必修 選択必修 選択

### Ⅲ. 学生生活案内



## 1. 学生対応の窓口と取扱時間

ここでは、学生生活に関わる主な窓口を紹介します。必要に応じて、下記の担当窓口にお問合せください。

### (1) 事務窓口受付時間等

事務窓口受付時間	土日祝日、年末年始、一斉休業日を除く平日 8：30～17：00 ※入試など特別な事情で窓口を閉める場合があります。
----------	---

### (2) 各担当窓口

学務課	
係名	主な業務内容
教務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.授業、成績、履修に関する事</li> <li>2.入学、卒業、休学、復学、退学等に関する事</li> <li>3.各種証明書に関する事</li> <li>4.学生証、学籍に関する事</li> <li>5.研究生、科目等履修生、聴講生に関する事</li> <li>6.入試に関する事</li> <li>7.教育相談に関する事</li> </ol>
学生支援係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.課外活動及びその施設利用に関する事</li> <li>2.通学に関する事</li> <li>3.遺失物、拾得物に関する事</li> <li>4.事故、盗難に関する事</li> <li>5.奨学金に関する事、経済支援に関する事</li> <li>6.授業料免除及び徴収猶予に関する事</li> <li>7.学生教育研究災害傷害保険に関する事</li> <li>8.学生の賞罰に関する事</li> <li>9.留学生に関する事</li> <li>10.日本人学生の海外派遣に関する事</li> <li>11.就職ガイダンス、就職情報提供、就職相談に関する事</li> <li>12.臨地実務実習・インターンシップに関する事</li> <li>13.その他学生相談に関する事</li> </ol>
学生支援係 保健管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.健康診断</li> <li>2.健康相談・カウンセリング</li> <li>3.応急処置</li> <li>4.健康診断証明書の発行</li> </ol>

総務課	
係名	主な業務内容
経理係	1.授業料に関すること 2.授業料、検定料等を納入する窓口

### (3) 学生生活において必要な手続き

以下の事由が発生したときは、速やかに必要書類を担当の窓口へ提出し、手続きを行ってください。書類の中には、認印を必要とするものや添付書類を必要とするものがあります。窓口へ提出しただけではその内容が認められるとは限らないものもありますので、注意してください。

名称	提出が必要なとき	取扱窓口	備考
休学願	休学しようとするとき	教務係	保証人の認印も必要
休学延長願	休学の期間を延長するとき		保証人の認印も必要
復学願	休学事由が解消したとき		保証人の認印も必要
退学願	退学しようとするとき		保証人の認印も必要
転学願	転学しようとするとき		保証人の認印も必要
追試験願	追試験を申請するとき		証明する書類が必要
欠席届	本学が認める一定の事由により授業を欠席する(した)場合		証明する書類が必要
証明書発行願	証明書発行を依頼するとき		即時発行ができないため、余裕をもって申請すること
学生証再交付願	紛失や破損したとき		再交付手数料 2,000 円
学籍変更届	住所変更や改名、その他学籍に変更が生じたとき		
海外渡航届	海外に渡航するとき	学生支援係	海外旅行者傷害保険の加入が必要
学生教育研究災害障害保険金請求書	保険金を請求するとき		保険金請求書類には、領収書や大学による証明が必要
学研災付帯賠償責任保険金請求書			
入構願	休日に入構するとき		前日の 17 時まで

物品借用願	必要が生じたとき	学生支援係	貸出品を借りる 3 日前まで
施設使用願	必要が生じたとき		施設を使用する 3 日前まで
掲示許可願	掲示を依頼するとき		
課外活動届（学内）	学内で集会等を行うとき		活動を行う日の前日まで
課外活動届（学外）	学外で試合や合宿等を行うとき		活動を行う日の 7 日前まで
サークル・同好会結成届	サークル・同好会を結成したとき		
遺失物・拾得物届	直ちに届け出る		
事故報告届	事件事故に遭遇したとき		

#### （４）各種証明書について

本学では、在学生に対して、以下の証明書を発行しています。証明書が必要な場合は、学務課で申請手続きを行ってください。学務課で申請した証明書は、発行までに数日かかります。

証明書発行についての詳細は、掲示板や本学ウェブサイトを確認してください。

証明書の種類	取扱窓口
通学証明書	学生支援係
学割証	
在学証明書	教務係
在籍証明書	
卒業見込証明書	
卒業証明書	
成績証明書	
単位修得証明書	
その他の学力に関する証明書	
健康診断証明書	学生支援係（保健管理室）

## 2. その他の手続等

### （１）自動車・バイクによる通学について

本学では、学生の安全を考慮し良好な教育環境を保持することを目的として自動車通学を推奨していませんが、本学の地理的状況を考慮して以下の許可条件を満たす場合には学生の自動車通学を認めます。なお、自動車とバイク（任意保険加入車に限る。）による通学は、通学・駐車許可申請により許可が必要となりますので学務課学生支援係に申請してください。

- 許可条件：① 住居から大学までの距離が2 km以上であること。  
② その他自動車通学が相当と学長が認めた事由であること。

## （２）掲示板・ウェブサイト

皆さんへの通知、呼出し等や各種お知らせは、掲示板や本学ウェブサイトによって行われますので、掲示板やウェブサイトは毎日確認する習慣をつけ、重要な掲示等を見逃して自己に不利益な結果を招くことのないよう心がけてください。

掲示板は、教育棟事務局入口隣に設置してあります。

## （３）掲示・ポスター等

掲示やポスター等は、事前に学務課学生支援係に届け出て許可を受けた後、学生用掲示板に掲示することが可能です。それ以外の場所には掲示してはいけません。また、期限を過ぎたものは速やかに取り除いてください。

## （４）交通事故等について

若者が当事者となった交通事故が毎年多数発生しており、特に死亡事故等の悲惨な人身事故も毎年数件発生しています。ひとたび事故が起こると、学業への支障ばかりでなく精神的・経済的にも多大な負担が生じます。

自動車やバイク等を運転する際は、自己本位の姿勢は捨て交通ルールを厳守するとともに、無謀な運転は厳に慎み、安全運転を心がけてください。万が一交通事故の当事者となった場合は、被害者側、加害者側の如何にかかわらず、直ちに事故報告届を学務課学生支援係に提出してください。帰省先等で発生した事故についても同様に提出してください。

また、日頃の学生生活において、警察に検挙（交通法規違反等を含む）された場合は、速やかに学務課学生支援係に連絡をしてください。

### 3. 学納金

#### (1) 年間納入額

令和5年度の学納金については、下記のとおりです。

初年度（令和5年度）

（単位/円）

	授業料	実験実習費	施設費	合計
1-2 学期 (4/1~10/2)	430,000 円	150,000 円	90,000 円	670,000 円
3-4 学期 (10/3~3/31)	430,000 円	150,000 円	90,000 円	670,000 円

（年額 1,340,000 円）

#### (2) 納付方法

次の2通りの支払方法があります。

（推奨） 口座振替方式	本学指定の金融機関（ゆうちょ銀行）預貯金口座による自動引落 （手数料 10 円が納入金に加算されて引落としとなります）
振込方式	本学の口座へのお振込（手数料自己負担）

・上記の方法により難しい場合は、総務課経理係窓口にて現金で納入願います。

#### 【口座引落日】

	口座引落日 (口座振替方式)	納入期限 (振込方式、現金納入)
1-2 学期納入分 (4月~9月)	5月27日	5月末日
3-4 学期納入分 (10月~3月)	11月27日	11月末日

・振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。

・引落日の前日までに指定預貯金口座へ授業料を入金願います。

#### 【その他】

・学納金の改訂が行われた場合は、改定時から新たな納付金額が適用されます。

・休学を願い出る等の特別な事由がある場合は、金融機関へ通知する必要がありますので早めに申し出て下さい。

・期限までに納入できない場合は、事前に総務課経理係に「学納金延納願」を提出し、許可を得なければなりません。ただし、納入期限延納の最長期限は、所定の納入期限の翌月末を超えない範囲です。

・督促を受けてもなお授業料を納付しない場合は、除籍となる場合がありますのでご注意ください。



## 4. 奨学金

奨学金についての相談窓口は学務課学生支援係です。

奨学金には給付型と貸与型があり、給付型は返済の必要がありませんが、貸与型は返済しなければなりません。それぞれの奨学金には学力や家計の経済状況などの出願資格や選考基準、出願期間があります。また、大学を経由して出願するものと本人が直接出願するものとがあります。

主な奨学金の概要は次のとおりです。

### (1) 給付奨学金・授業料等の減免【高等教育の修学支援新制度】

本学は「高等教育の修学支援新制度」の対象校です。この制度は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学及び継続を断念することのないよう、日本学生支援機構による奨学金の給付（給付奨学金）と、文部科学省による授業料の減免等が両方セットで受けられるものです。

対象は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生です。採用には審査があり、世帯収入や学業の基準により支援区分が決定します。

申込みは大学を経由して行います。募集時期になりましたら申込み希望者を対象とした説明会を実施しますので、掲示を確認するようにしてください。

#### 【授業料免除額（年間上限 700,000 円）】

支援区分	自宅通学者
第Ⅰ区分	700,000 円
第Ⅱ区分	466,700 円
第Ⅲ区分	233,400 円

#### 【給付奨学金の支給額】

支援区分	自宅通学者	自宅外通学者
第Ⅰ区分	38,300 円（42,500 円）	75,800 円
第Ⅱ区分	25,600 円（28,400 円）	50,600 円
第Ⅲ区分	12,800 円（14,200 円）	25,300 円

※生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

### (2) 日本学生支援機構（JASSO）貸与奨学生

日本学生支援機構の貸与奨学金は、国の育英奨学事業として、奨学生（卒業生）の返還金で運用されている貸与奨学制度です。卒業後、返済の義務があります。

無利子貸与奨学金（第一奨学金）と有利子貸与奨学金（第二奨学金）があり、採用には審査があります。

申込みは大学を経由して行います。募集時期になりましたら申込み希望者を対象とした説明会を実施しますので、掲示を確認するようにしてください。

#### 【貸与奨学金の月額】

支援区分	自宅通学者	自宅外通学者
第一種（無利子）	20,000 円、30,000 円、 40,000 円から選択	20,000 円、30,000 円、 40,000 円、50,000 円から選択
第二種（有利子）	20,000 円から 120,000 円までの間で 1 万円単位で額を選択	

#### （3）日本学生支援機構（JASSO）家計急変採用 給付奨学金

家計を支えている者が、失業（自己都合除く）・破産・会社の倒産・病気・死亡または火災・風水害による被災などにより家計が急変した場合に申し込むことができる奨学金です。出願資格、選考基準がありますので、家計急変後、早めに学務課学生支援係に相談してください。

#### （4）その他奨学金

地方公共団体や民間団体等の奨学金があります。本学に募集案内が来たものについては、掲示等でお知らせします。

### 5. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

#### （1）学生教育研究災害傷害保険（学研災）

正課中、通学途中、課外活動中や大学行事中に発生した災害や事故により、学生が被った身体の損害に対する補償です。本学では全員が加入します。

#### （2）学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

学生が他人にケガを負わせたり、他人のものを壊す等で損害賠償責任が発生した場合に対する補償です。本学では全員が加入します。

保険請求に必要な手続きは、学務課学生支援係より掲示等でお知らせします。

### 6. 健康管理・学生相談

本学では、皆さんが健康で豊かな学生生活を築いていただけるよう、健康維持と増進の支援を務めています。

#### （1）保健管理室

保健管理室では、急病やケガ等の応急処置、学生の健康管理、その他健康に関する情報提供や全学年を対象とした定期健康診断の実施を行っています。また、開室中であればいつでも病気や身体的な悩みについての健康相談を行っています。

【開室時間】9：00～17:00（平日のみ）

#### （2）定期健康診断

学生の定期健康診断は、学校保健安全法に基づき毎年4月に行い、注意を要するものについては精密検査を実施し、療養に関する注意や適切な助言指導を行っています。健康は、自分で作り出すものであるという認識にたつて、病気の予防、早期発見のために、必ず健康診断を受診してください。

また、就職や進学等の為に必要な健康診断証明書は定期健康診断を受診しないと発行できません。

### (3) 飲酒について

アルコールの多量飲酒や未成年飲酒は、臓器障害やアルコール依存症更には暴力や飲酒運転にもつながるかもしれません。本人のみならず、家族や大学にも深刻な事態をもたらしますので、お酒にまつわるさまざまな問題をきちんと理解してください。

### (4) 学生相談

本学では、学生の心の悩み、修学上の悩み、ハラスメントの防止や問題解決のために気軽に相談してもらうことを目的に学生相談窓口を設けております。相談内容の秘密は厳守されます。一人で悩まずに問題解決の第一歩として是非利用してください。

【学生相談窓口】学務課学生支援係 9:00～17:00（平日のみ）

お気軽にお尋ねください。

## 7. 図書館

教育棟内に図書館が設けられています。貸出しを希望する場合は、学生証を提示して利用してください。なお、図書館はフリースペースとなっており、監視カメラで図書等を管理しています。貸出手続をせずに持ち出すことは懲戒処分の対象となりますので絶対にしないでください。

【貸出利用時間】9:00～17:00（平日のみ）

## 8. 就職支援

本学では、学生の多様な進路に対応し、卒業後までを見通した的確なキャリア・サポートを目指しています。入学後早い段階から卒業後の進路を見据え、企業インターンシップやキャリア相談を行います。企業での経験豊富な教員にいつでも相談することができます。学生全員が「納得のできる進路選択」を目指して体系的に支援しています。

【就職相談窓口】学務課学生支援係 9:00～17:00（平日のみ）

## 9. その他

### (1) 課外活動

本学は、正課のほかに皆さんの人格を高め情操豊かな社会人を育成するため、各種の運動部、文化部、研究会、サークル等（以下「サークル等」といいます。）の結成を奨励しています。進んで課外活動に参加し、課外活動を通して、各自の自主的創造的能力を発揮して、社会性(規律遵守、責任感、指導力と協調性、礼儀、奉仕の精神)をもった教養豊かな人となることを希望します。なお、課外活動を行うに当たっては、正課の妨げにならない範囲で、常に規律正しく、責任ある行動をしなければなりません。

### (2) アルバイトについて

学業と両立できることを条件に、アルバイト求人があった際は、学務課学生支援係で掲示により周知し紹介を行っています。

### (3) 学生生活のマナーと安全

#### ① 大学構内での火気の取扱い・喫煙について

大学構内で学生が許可なく火気を使用することは禁止しています。屋内外問わず焚火やバーベキュー等を行うことはできません。また、タバコは決められた場所でのみ喫煙し、他の人への迷惑にならないようルールを守ってください。火災や不審な状況を発見した際は、直ちに事務局又は教職員に連絡をしてください。

- ・火災防止については特に注意を払い、災害の起こらぬよう心がけてください。
- ・指定した場所以外では喫煙しないでください。
- ・実習、実験等で火気を使用する場合は、その取扱い及び後始末は特に注意してください。

#### ②遺失、拾得物

大学内において、遺失、拾得したときは、速やかに学務課学生支援係へ届け出てください。

#### ③盗難の予防

盗難予防には特に留意して、教室、実験室、研究室、課外活動共用施設等において被害のないよう、また、自転車等にも鍵をかけ忘れないよう十分気をつけてください。

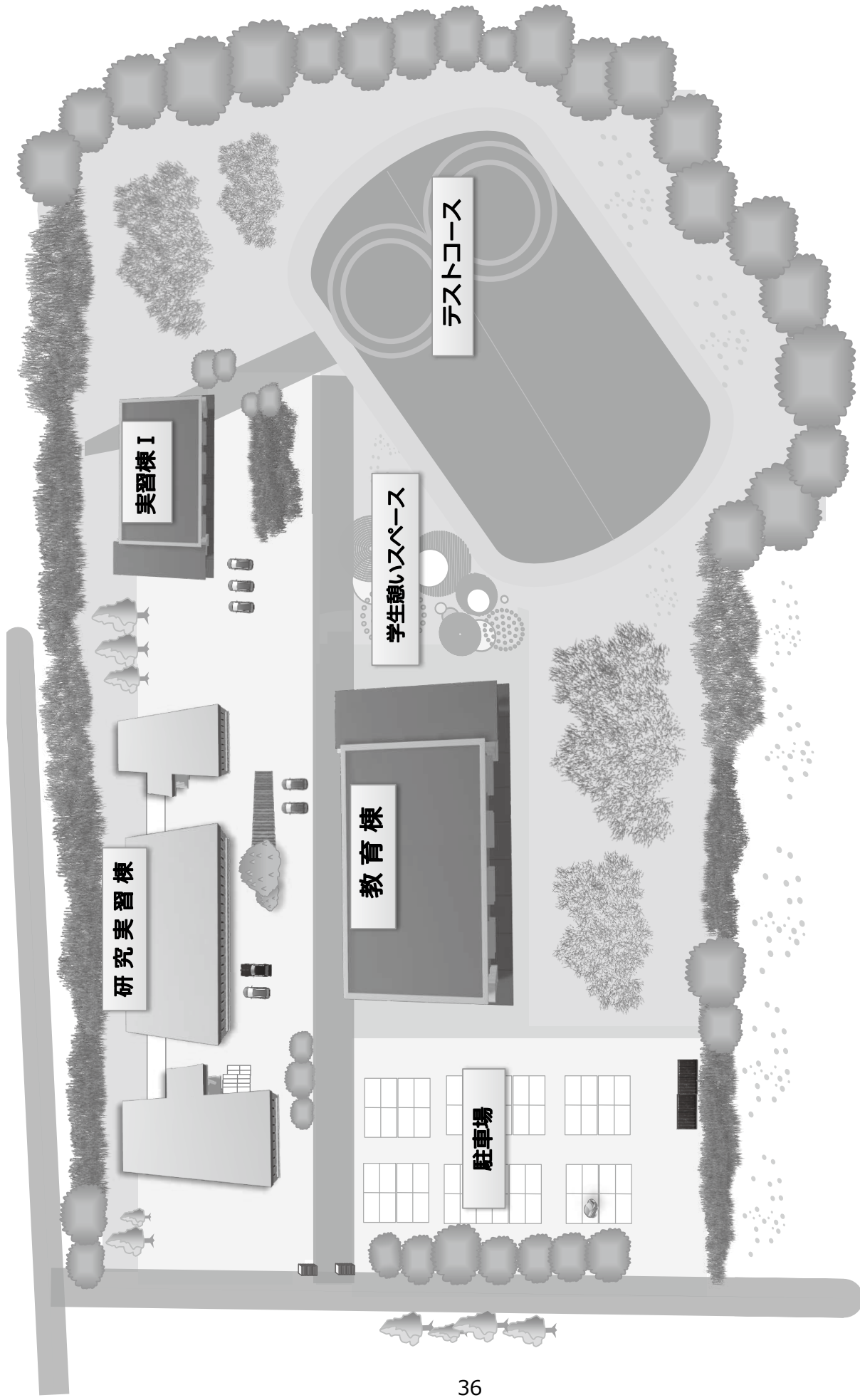
#### (4) 緊急時の連絡について

地震、風水害、火災等の災害に被災したときは、自身及び友人の安否、被災の程度について、速やかに学務課学生支援係と担任（指導教員）へ連絡してください。

緊急時連絡先

学務課学生支援係

電話:0238-88-7377

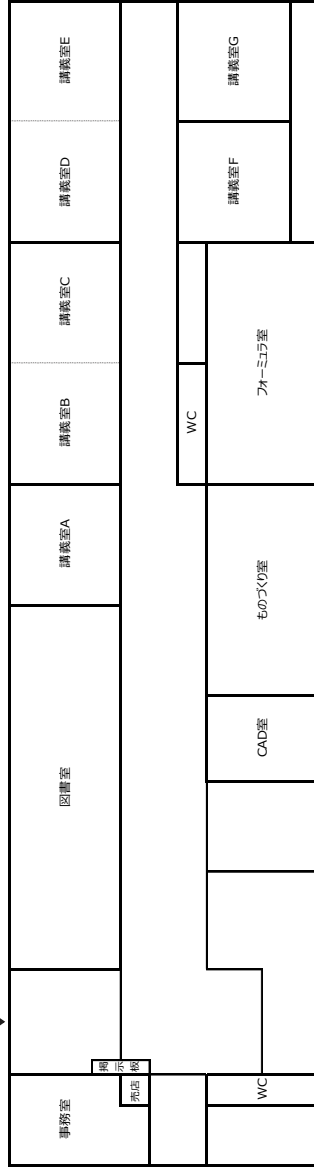


# キャンパスMAP

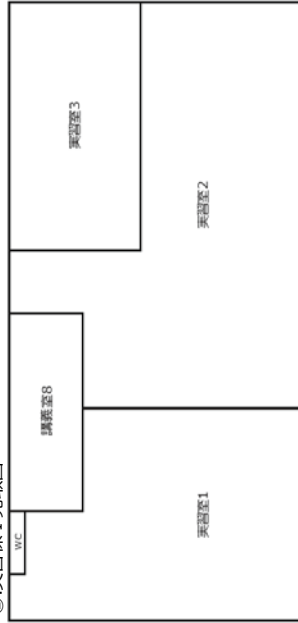
キャンパス見取図

建物	教室・研究室名
①教育棟	講義室A
	講義室B
	講義室C
	講義室D
	講義室E
	講義室F
	講義室G
②実習棟 I	CAD室
	ものづくり室
	WC
	実習室1
	実習室2
	実習室3
	講義室8
③研究実習棟	研究室11 (電池)
	研究室12 (電池)
	研究室13 (電池)
	研究室14 (電池)
	研究室15 (モーターインバータ)
	研究室16 (モーターインバータ)
	講義室9
	研究室17 (車体)
研究室18 (自動運転)	

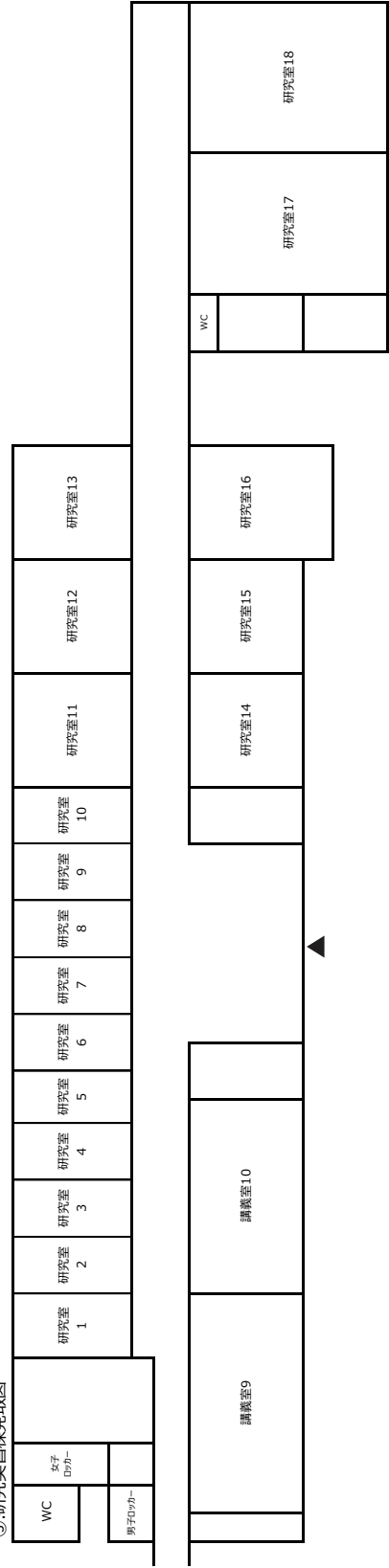
①.教育棟見取図



②.実習棟 I 見取図



③.研究実習棟見取図





## IV. 諸規則等





目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
  - 第2章 学部、学科、定員及び修業年限（第5条・第6条）
  - 第3章 学年、学期及び休業日（第7条～第9条）
  - 第4章 入学、休学及び退学等（第10条～第19条）
  - 第5章 教育課程、授業科目及び履修方法等（第20条～第31条）
  - 第6章 卒業及び学位（第32条・第33条）
  - 第7章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生（第34条～第36条）
  - 第8章 検定料、入学料及び学費（第37条～第39条）
  - 第9章 公開講座、履修証明プログラム（第40条・第41条）
  - 第10章 賞罰（第42条・第43条）
  - 第11章 職員組織（第44条・第45条）
  - 第12章 教授会等（第46条～第49条）
  - 第13章 図書館その他の施設（第50条・第51条）
  - 第14章 補則（第52条）
- 附則

**第1章 総則**

（目的）

第1条 電動モビリティシステム専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、地域社会及び産業界との密接な連携によって、自動車関連工学分野を中心に、最先端の学術研究に裏打ちされた実践的かつ応用的な能力を授け、豊かな創造力と高い倫理観を持った持続的社会をけん引する即戦力となる実践的な人材を育成・輩出することを目的とし、もって、地域社会の振興と自動車関連産業その他の次世代モビリティシステム関連産業の発展に貢献することを使命とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を果たすため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づく改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の自己点検及び評価の実施に関する必要な事項は、別に定める。

（教育研究活動の公表）

第3条 本学は、教育研究等の活動状況について、本学ホームページその他幅広い周知方法により、積極的に公表するものとする。

（教育研究の資質向上）

第4条 本学は、常に教育研究内容の質を維持し、間断なく改善・充実に努めるため組織的な研究を実施するものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学部、学科、定員及び修業年限

(学部、学科及び収容定員)

第5条 本学に設置する学部、学科及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学部名	学科名	昼夜別	入学定員	編入学定員	収容定員
電気自動車システム工学部	電気自動車システム工学科	昼間	40	—	160

(修業年限及び在学期間)

第6条 本学の修業年限は4年とする。

- 2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 再入学及び転入学を許可された者は、第15条第2項に規定する在学すべき期間の2倍を超えることができない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の4学期とする。

- 1 学期 4月1日から6月19日まで
  - 2 学期 6月20日から10月2日まで
  - 3 学期 10月3日から12月18日まで
  - 4 学期 12月19日から3月31日まで
- 2 学長は、必要と認めた場合は、前項に定める2学期から4学期までの各期の始期及び1学期から3学期までの各期の終期を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
  - (4) 冬季休業日 12月23日から翌年1月5日まで
  - (5) 春季休業日 3月12日から3月31日まで
- 2 学長は、必要と認める場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は休業日に授業を行うことができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を設けることができる。

## 第4章 入学、休学及び退学等

(入学)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定に関わらず、3学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の課程を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の課程を修了したもの
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの  
（入学志願の手続）

第 1 2 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に、所定の書類及び別表 1 に定める検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長へ提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 1 3 条 前条の入学志願者について、選考を行う。

2 選考に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第 1 4 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、別表 1 に定める入学料及び学費（授業料、実験実習費及び施設費をいう。以下同じ。）を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく前項の入学手続を行わない者については、入学の許可を取り消すことができる。

（再入学及び転入学）

第 1 5 条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

（休学）

第 1 6 条 疾病その他やむを得ない事情により 2 か月以上修学できない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は、休学を命じることができる。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、1年を限度として引き続き休学することができる。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間満了の者又は休学理由が消滅した者は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退学等)

第18条 退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 他の短期大学又は大学（以下「他大学等」という。）へ転学しようとする者は、転学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者に対しては、教授会の意見を聴いて学長が除籍することができる。

(1) 死亡し、又は長期間にわたって行方不明の者

(2) 第6条第2項に規定する在学期間を超えた者

(3) 第16条第4項に定める休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 授業料等の納付を怠り、催促してもなお納入しない者

## 第5章 教育課程、授業科目及び履修方法等

(教育課程の編成)

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して体系的に編成する。

2 授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に区分する。

(授業科目及び履修方法等)

第21条 前条第2項に規定する区分ごとの授業科目及び単位数並びに履修方法等に関する必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

3 臨地実務実習その他の第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位数の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1 単位とする  
(授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、8 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、この限りではない。  
(履修科目の登録の上限)

第25条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一の学期の間に履修科目として登録することができる単位数の上限を15 単位とする。

2 前項の規定に関わらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。  
(成績評価基準等の明示)

第26条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 前2項に規定する学生への明示は、シラバスによって行う。  
(単位の授与)

第27条 学長は、一の授業科目を履修し、成績の審査に合格した者には、所定の単位を授与する。

2 前項の審査は、試験、報告書、論文、平常の成績等によって行う。  
(成績の評価)

第28条 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。  
(他の短期大学又は大学における授業履修等)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、他大学等との協議の上、学生が当該他大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他大学等の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により学生が修得した他大学等の授業科目の単位については、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び次条第2項の単位と合わせて、30単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第3項及び第4項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第29条第3項及び第4項並びに前条第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

## 第6章 卒業及び学位

(卒業)

第32条 第6条に規定された期間以上在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得した者に、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第33条 前条の認定を受けた者に対して学位を与える。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第34条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第35条 本学において、専門事項について更に攻究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第36条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 検定料、入学料及び学費

(学費等)

第37条 検定料、入学料及び学費の額は、別表1のとおりとする。

(学費等の納入)

第38条 検定料、入学料及び学費は、別に定める期日までに納入しなければならない。

(納入された学費等の取扱い)

第39条 納入した検定料、入学料及び学費は返還しない。

2 検定料、入学料及び学費の取扱いに関する事項は、別に定める。

## 第9章 公開講座、履修証明プログラム

(公開講座)

第40条 学長は、地域文化の向上及び生涯学習の機会推進に資するため、公開講座を開設することとする。

2 前項の公開講座の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(履修証明プログラム)

第41条 学長は、本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習機会を広く提供するため、学校教育法第105条に規定する課程として履修証明プログラムを開設することができる。

## 第10章 賞罰

(表彰)

第42条 卒業に際し学長は、品行方正で学力が特に優秀な学生並びに他の模範となる行為及び特に功績のあった者について表彰する。

(懲戒)

第43条 本学が定める諸規則に違反し、又は学生として本分に反する行為のあった者に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、その情状により譴責・停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の名誉を著しく失墜させる行為があった者
- (3) 故意に本学の施設・機器・教材等を不法に持ち出し又は破壊した者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為があった者

## 第11章 職員組織

(職員)

第44条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、副学長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第45条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統括する。

2 職員の職務については、学校教育法及び学校法人赤門学院服務規程の定めるところによる。

## 第12章 教授会等

(教授会)

第46条 本学に、教授会を置く。

2 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。



(教授会の審議事項)

第47条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成・実施に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績審査に関する事項
- (5) その他教育研究に関する事項で、学長が教授会の意見を聴くことが適当と認めたもの。

(専門委員会)

第48条 本学に、大学運営に関し専門的な調査研究を行うための専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第49条 本学に、電動モビリティシステム専門職大学教育課程連携協議会(以下「連携協議会」という。)を置き、教育課程の編成方針を審議し学長へ提言・助言する。

- 2 連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第13章 図書館その他の施設

(図書館)

第50条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(保健室)

第51条 本学に、保健室を置く。

- 2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

### 第14章 補則

(補則)

第52条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

検定料、入学料及び学費の額

(単位 円)

学 科	検定料	入学料	学費			合計
			授業料	実験実習費	施設費	
電気自動車 システム工 学科	28,000	240,000	860,000	300,000	180,000	1,580,000

(趣旨)

第1条 この規程は、電動モビリティシステム専門職大学（以下「本学」という。）の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(入学誓約書等)

第2条 入学を許可され、本学の学生となる者は、保証人を定め、入学誓約書その他本学が指定する書類を提出しなければならない。ただし、外国人留学生にあっては、保証人の定めを要しない。

(学生証)

第3条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯し、本学職員の請求があったときは提示するものとする。

2 学生証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに学長に届け出て、再交付を受けるものとする。

3 学生証の有効期限経過後も引き続き在学するときは、直ちにその所属する学長に学生証を返納し、新たに交付を受けるものとする。

4 学生証は、卒業、退学、除籍等により学生の身分を失ったときは、直ちに学長に返納するものとする。

(住所等の届出)

第4条 学生は、入学後直ちに、住所(帰省先住所を含む。次項において同じ。)を学長に届け出るものとする。

2 学生は、住所の変更、改姓等があったときは、直ちに学長に届け出るものとする。

3 学生は、保証人の変更、保証人の住所の変更等があったときは、直ちに学長に届け出るものとする。

(健康診断)

第5条 学生は、毎年本学が実施する健康診断を受けなければならない。

(サークルの結成)

第6条 学生が、サークルを結成し、本学の公認を得ようとするときは、所定のサークル結成願に会則を添え、学長に願い出て許可を得るものとする。

2 サークルの願出事項を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(集会)

第7条 学生が、学内において集会しようとするときは、集会の前日までに学長に届け出るものとする。

(施設、設備等の利用)

第8条 学生が、学内の施設、設備等を利用するときは、あらかじめ学長に願い出て、許可を得るものとする。

第9条 学生が、学内において掲示しようとするときは、あらかじめ学長に届け出て、所定の場所に掲示するものとする。

(許可等の取消し)

第10条 学生又はサークルの行為が、本学学則その他の諸規則に違反し、又は教育・研究及び環境に支障を来すと認められるときは、第6条から前条までに規定する許可等を取り消すことがある。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 電動モビリティシステム専門職大学学位規程

令和5年3月29日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)

第13条第1項及び電動モビリティシステム専門職大学(以下「本学」という。)

学則第33条第2項の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、電気自動車システム工学士(専門職)とする。

(学位の名称)

第3条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「モビリティシステム専門職大学」と付記するものとする。

(学位授与の要件)

第4条 第2条の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第5条 学長は、卒業を認定した者に別記様式に定める学位記を交付して学位を授与する。

(学位授与の取消)

第6条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の意見を聴いた上で学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年4月1日

発行 電動モビリティシステム専門職大学

〒999-0602

山形県西置賜郡飯豊町大字萩生 1725-2

電話：0238-88-7377